



# 安全互助会だより

一般財団法人

北海道高等学校安全互助会

〒006-0005 札幌市中央区北5条西6丁目

第二道通ビル

TEL (011) 252-0200 FAX (011) 252-0201

URL <http://www.h-anzen.com/>



## 共済事業がスタート

理事長 山本 富造

暑い夏が過ぎ、今年もすっかりと秋めいて参りました。子供達も学習や部活動に邁進していることと思います。

本年4月に、無事、共済事業のスタートを切ることができました。これも安全互助会の設立の準備に入った昨年度以来、皆様から寄せられた多大なるご支援ご協力の賜であり、改めまして心より感謝申し上げます。

さて、これまで安全互助会に関する記事は「高P連だより」に併載してきましたが、この度、共済事業等に関する様々な情報を分かりやすく皆様にお届けすることを目的に「安全互助会だより」を創刊し、皆様にお届けすることにいたしました。

今年度、共済事業に加入した生徒数は約6万6千人で、昨年度まで高P連で実施していた災害補償制度の加入数を1万3千人ほど上回りました。これに教職員や本会が共済事業の対象とする加入生徒の父母（PTA）を加えますと、総数は約18万7千人にも上っており、共済事業の実施・運営にあたる者としての責務を強く自覚しているところであります。

また、本会では共済事業の一環として、生徒が心身とも健康で安全に過ごすことができるための普及啓発活動を、今年度は旭川支部と後志支部において高P連と連携して実施して参ります。さらに、北見支部と道南支部で共済事業事務担当者説明会を開催し、事務手続きや共済規程の説明・協議等を行う予定です。

本会の共済事業が健全に発展していくためには、皆様のご理解とご支援が不可欠であります。今後とも役員一同皆様のご期待に応えるべく取り組んで参りますので、よろしくお願いいたします。

## ■ 平成27年度 理事・監事・評議員

### ・理事

- 理事長 山本富造 (道高P連会長・石狩南)  
 常務理事 新井田寛 (道高P連副会長・札幌月寒)  
 常務理事 種田千草 (道高P連副会長・尚志学園)  
 常務理事 原 貴彦 (道高P連副会長・札幌あすかぜ)  
 常務理事 福井玲子 (道高P連副会長・札幌新川)  
 理事 宮川恒美 (道高P連事務局長)  
 理事 藤岡二郎 (道高体連会長・札幌北陵)  
 理事 大村道子 (道高養研副会長・札幌東)

### ※ 常務理事の業務担当

- |             |      |      |
|-------------|------|------|
| ・運営総括担当     | 山本富造 | 理事長  |
| ・コンプライアンス担当 | 新井田寛 | 常務理事 |
| ・リスク管理担当    | 原 貴彦 | 常務理事 |
| ・内部監査担当     | 福井玲子 | 常務理事 |
| ・理事会等議事録担当  | 種田千草 | 常務理事 |

### ・監事

- 村上義人 (道高P連監事・苫小牧西)  
 洞野博文 (道高P連監事・大麻)  
 下山春美 (道高P連監事・札幌東豊)

### ・評議員

- 湊 修一 (道高P連石狩支部長・恵庭北)  
 山本潤一 (道高P連道南支部長・函館西)

- 佐藤公寿 (道高P連後志支部長・小樽水産)  
 小暮滝弘 (道高P連空知支部長・栗山)  
 保格裕和 (道高P連旭川支部長・旭川北)  
 海東剛哲 (道高P連留萌支部長・留萌)  
 工藤紳吉 (道高P連名寄支部長・稚内)  
 永田裕一 (道高P連北見支部長・北見北斗)  
 松見喜明 (道高P連十勝支部長・帯広緑陽)  
 天方智順 (道高P連釧路支部長・釧路湖陵)  
 小野哲也 (道高P連根室支部長・羅臼)  
 山崎浩之 (道高P連胆振支部長・苫小牧総合経済)  
 下川原隆 (道高P連日高支部長・浦河)  
 富田敏明 (道高等学校長協会会長・札幌南)  
 家近昭彦 (道高校教頭・副校長会会長・札幌北)  
 永井 進 (道公立学校事務長会会長・札幌北)

## ■ 平成27年度 審査委員会委員

(審査委員会は共済事業等の実施に関する理事長の諮問機関です。)

- 後藤 聰 (北海道医師会常任理事)  
 青木秀志 (北海道歯科医師会常務理事)  
 白鳥真次 (道高校長協会学校安全小委員会)  
 山下宏誉 (札幌啓北商業高校PTA会長)  
 山崎千鶴 (札幌稲雲高校PTA会長)

## ■ 平成27年度 定時評議員会を開催

6月13日（土）10時から定時評議員会が評議員16名中13名が出席し北見市民会館で開催されました。議事の概要は次のとおりです。

- ・第1号議案 平成26年度事業報告及び収支決算  
事業報告及び収支決算を承認しました。
- ・第2号議案 平成27年度事業計画及び収支予算の報告  
両報告が了承されました。



議長は北代恵美子評議員

- ・第3号議案 定款の一部改正  
常務理事の増員を可能とする定款の一部改正について審議し可決しました。
- ・第4号議案 規程等の制定報告  
法人設立後に制定した規程等についての報告を了承しました。
- ・第5号議案 評議員の選任  
9名の評議員の辞任を了承し、新たに補充する9名を選任しました。
- ・第6号議案 役員（理事・監事）の選任  
2名の理事の辞任を了承し、新たに補充する2名を選任するとともに、理事を1名増員し選任しました。続いて3名の監事の辞任を了承し、新たに補充する3名を選任しました。

## ■ 理事会から

### 第1回理事会（5月16日（土）札幌全日空ホテル）

今年度の共済事業の加入状況を報告するとともに、定時評議員会の議案の確定を行いました。

### 第2回理事会（7月25日（土）札幌全日空ホテル）

始めに常務理事の選任と業務担当を決定しました。続いて、今年度の事業日程及び助成金交付団体の決定、審査委員会委員の委嘱について報告を行いました。さらに、全国事務局から要請のあった平成31年度の全国高等学校等安全互助会連絡協議会総会・研究協議会の札幌での開催を決定しました。

理事会終了後、第1回コンプライアンス委員会を開催しました。この委員会は本会が多額の金銭を扱い公平公正な運営が求められることから、日常的なコンプライアンス（法令遵守）を保持するため設置されたものです。初回は、コンプライアンスのための理事の役

割や、情報管理などについて協議しました。

なお、定時評議員会や理事会の主な報告・決定事項については、同日開催された北海道高等学校PTA連合会第1回理事会で説明を行いました。

## ■ 平成27年度 業務日程

この他、常務理事会が開催されます。

4月1日 共済事業開始届（道教委へ）
4月16日 監事監査
5月16日 第1回理事会
5～6月 高P連支部総会における事業広報
6月5日 文部科学省共済法研修会
6月13日 定時評議員会
6月26日 役員変更登記（札幌法務局へ）
6月30日 26年度事業報告書提出（道教委へ） 定款変更届（道教委へ）
7月10日 役員変更届（道教委へ）
7月25日 第2回理事会／コンプライアンス委員会
7月27日 助成金交付
8月18日 内部会計定期監査
9月上旬 互助会だより第1号発行
10月上旬 内部会計定期監査 監査法人会計監査
10月22日 全国高等学校安全互助会連絡協議会総会
10月29日 理事・監事共済事業研修会
11月6日 安全普及啓発事業（後志支部）
11月12日 共済事業事務担当者説明会（北見支部）
11月17日 共済事業事務担当者説明会（道南支部）
11月27日 全国高等学校安全互助会連絡協議会研修会
12月上旬 内部会計定期監査
12月9日 安全普及啓発事業（旭川支部）
1月下旬 「28年度共済事業の手引」発行 互助会だより第2号発行
2月上旬 内部会計定期監査
2月5日 文部科学省共済法研修会
2月13日 第3回理事会／コンプライアンス委員会
3月中旬 28年度安全普及啓発活動届（道教委へ）
4月上旬 内部会計定期監査 監査法人会計監査 監事監査

## ■ 平成27年度助成金交付団体

- ・北海道高等学校長協会生徒指導委員会 10万円  
（生徒の健全育成等に関する調査研究）
- ・北海道高等学校長協会学校安全小委員会 80万円  
（学校安全に関する調査研究、生徒から募集した交通安全のポスター、標語ステッカーの制作）
- ・北海道高等学校養護教諭研究会 30万円  
（養護教諭の資質能力の向上や学校保健に関する調査研究）

## ■ 平成27年度共済事業加入状況 (8月末現在)

○加入校 187校 (189単P)

○生徒 ・全日制 64,306人  
 ・定時制 1,029人  
 ・専攻科 254人  
 生徒計 65,589人

○教職員 3,869人 (117校)

○子弟が在学していないPTA 135人 (28校)

※ 加入した生徒・教職員・PTAに、加入生徒の父母の人数を加えると、共済事業の対象となる総数は約187,000人となりました。

- ・ 加入校は187校で、昨年度までの災害補償制度に比べ47校の増加で、新規加入校は55校です。  
 根室支部、留萌支部では全校が加入しました。災害補償制度に比べ旭川支部、十勝支部では加入校が倍増しています。
- ・ 加入生徒数は、昨年度までの災害補償制度に比べ約1万3千人増加しました (昨年度に比べ高P連加盟校の生徒総数は少子化により約2千6百人減少しています)。
- ・ 加入生徒数は、加入校全生徒数の91%でした。昨年度までの災害補償制度から継続した学校 (132校) では97.6%ですが、災害補償制度未加入校で新規に本事業に加入した学校 (55校) では77.2%でした。

## ■ 4月～8月の共済金の給付状況

今年度は給付の対象となるのは4月1日以降の災害であり、昨年度から継続する給付がないため、通常の年度よりは給付が少ない状況ですが、8月末までの給付の状況は次のとおりです。

傷病	111件	1,429,600円
----	------	------------

※ 学校管理下の傷病で部活動中83件、授業中18件、登下校中6件、休み時間中4件です。

特別傷病	1件	9,000円
------	----	--------

※ PTA管理下の傷病で登下校中の生徒の1件です

香料	2件	200,000円
----	----	----------

※ 香料は学校やPTAの管理下でない場合における生徒の死亡に対して10万円を給付する制度で、病気1件、交通事故1件です。

〈参考〉

日本スポーツ振興センターによりますと、加入者数に占める給付を受けた人数の割合 (給付率) は、平成22年度を100とすると平成26年度の北海道の給付率は110となり、全国の103に比べ高い給付率となっています。

また、高校生の災害の発生については全国高等学校等安全互助会連絡会などの協議の中でも話題となっているところです。

## 事務局から

### Q&A

Q 傷病共済金が給付されるのはどのような場合ですか。

A 傷病共済金が給付されるのは、一つの災害が発生したことにより医療機関にかかり、その結果、スポーツ振興センターから治療や調剤等について「〇月分」として給付された同一月分の金額の合計が1万円以上の場合が対象となります。

ただし、初診の月分のスポーツ振興センターからの給付額の合計が1万円に満たない場合であっても、同じ災害についての翌月分の給付額を合計すると1万円を超える場合については対象とします。

本会からの給付額はスポーツ振興センターからの給付額の2分の1 (百円未満切り捨て) で、ひと月につき6万円を限度とします。

Q 安全互助会への共済金給付請求では、保護者はどうすればいいのですか。

A 本会の共済給付の大部分については、学校で手続きを行うスポーツ振興センターからの給付に連動して行われます。学校から本会の給付の対象となる連絡があった場合は、「共済金請求書」に振込先金融機関名、口座番号等を正確に記入し、学校に提出して下さい。給付が決定されましたら、本会では、保護者と学校のそれぞれに通知し、「共済金請求書」に記載された口座に共済金の振込を行います。

### 短 信

- ・ 共済金請求書の振込先金融機関が「ゆうちょ銀行」の場合は、支店名欄は漢数字三桁で記入して下さい。
- ・ 共済金の請求について当会では月ごとに締切日を定めておりませんので、随時請求して下さい。
- ・ 発生日の異なる複数の災害で医療機関にかかっている場合は、スポーツ振興センターの給付手続きと同様に、それぞれの災害ごとに共済金の給付の判定を行います。
- ・ 傷病共済金の請求は、完治していない場合であっても請求事由が生じた時点で、ひと月分ごとに請求することを原則とします。

やむを得ない場合は複数月分を同時に請求することもできますが、その場合は様式7の「日本スポーツ振興センター支給額」欄は、それぞれの請求月の支給額がわかるように「〇月分〇〇円」と記入して下さい。

- ・ 様式集の5、7、8、9、11、14号様式の、振込先金融機関名、支店名欄を改正しました。また、14号様式には被災者名等を加えました。

共済事業の概要や所定の様式は、本会のホームページに掲載されていますので、活用して下さい。

<http://www.h-anzen.com/>

## 保健室からこんにちは！！



## 学校保健安全の取組

札幌東高等学校養護教諭  
大村 道子

平成26年度中に本校では日本スポーツ振興センターの災害共済給付を119件受けた。生徒数に対する発生率は12.40%で、これは全国平均の7.50%より多い。これらの災害を活動別に分類すると、授業中23件、体育大会・見学旅行などの学校行事中14件、部活動等の課外活動中が66件、休憩時間中12件、登下校中4件の発生であった。119件の負傷や疾病のうち、スポーツ活動に関わって発生していたものは112件であった。

昨年、保健室で行った外傷の処置は約400件であった。本校では生徒は課外活動や学校行事にも熱心に取り組んでいる。昼休みも体育館等で運動をする生徒が多数おり、特に体育大会には数ヶ月前から練習が始まるほどである。「バスケットボールをしていて、少し足首を捻ってしまったので氷をください。」「バレーボールで突き指をしたようなのでアイシングさせてください。」等。教科教育や保健指導により、応急手当の基本、R・I・C・E（安静・冷却・圧迫・挙上）は、多くの生徒に浸透していると感じている。養護教諭は、それを手助けし、必要に応じた個別の保健指導を実施している。被災生徒自ら、受傷の際の初期対応に主体的に取り組むことはとても重要である。重症化を防ぎ、再発予防行動にも結びつく。また、被災者である生徒が、それ以降、援助者になり得る。基礎体力を高め、健康な人生を切り拓いていくために適度な運動は有効であり、小さなケガを恐れず、スポーツを楽しんでほしい。

負傷や疾病の内容によっては、専門医の治療が長期に及ぶ事例もあり、その場合、当該生徒にあっては学校生活のみならず、生活全般に影響を及ぼし、保護者の経済的な負担も大きくなる。体育系の部活動では、パフォーマンスが高度になる分、負傷は重症化する傾向がある。また、運動量の多さや負担に起因する疾病もみられる。これらのことを防ぐには、指導する側の知識や工夫が必要とされている。

夏季の災害・事故対策として「熱中症」は重要である。夏休み直後の体育大会では、気温や湿度の上昇に加え、睡眠不足や疲労等、事故発生の危険度が上がる。時には死に至る症例もあることから、保健指導と健康観察を強化している。生徒にだけでなく、教職員にも「ほげんだより」による保健指導を実施し、「保健指導の要点」「健康観察の方法」を簡潔に提示し、学校全体の取り組みとなるよう働きかけを行っている。結果、ここ数年は熱中症だけでなく、大会中の傷病発生数も減少しており、効果を得ている。

学校では計画的組織的に保健安全の管理、教育を運営している。全職員による定期的な安全点検を実施し、救急体制を整備し、救急救命講習等を実施している。一年を通じて安全に教育活動を実施するため、健康診断を実施し、保護者にも結果を通知。事後措置も適切に行われている。また、保護者の代表にも参加いただき学校保健委員会を開催し、災害共済給付をはじめ保健活動状況を報告し、健康課題への理解を深めていただくよう努めている。

高校生は大人の干渉を疎ましく思うこともあり、保護者の方々には時に対応に悩む場面も少なくないと思われるが、家庭に於いても、食事や睡眠の摂取状況、表情や行動などの健康観察を注意深く行っていただきたい。生徒一人一人が安心安全に学校生活を送るためには、学校と保護者がそれぞれの役割を担い、互いに協力し合うことが大切だと考えている。

## 自転車の安全運転を徹底しましょう!!

最近、マスコミで自転車事故に関する話題が多くなっています。

自転車側が加害者になるケースが増えている、自転車事故の約7割が交差点で発生している、自転車事故で亡くなった人の7割以上がルール違反であることなどから、安全運転を徹底することが叫ばれています。

今年6月1日から改正道路交通法が施行され自転車運転中に信号無視などの危険行為で3年間に2回以上摘発（補導）された者に対して自転車運転講習の受講が義務づけられました。

高校生の安全な自転車運転のポイントは

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- 安全ルールを守る です。

高校生に多い自転車運転時の交通違反について、北海道交通安全推進委員会資料より転載します。



## ヘッドホン等を使用しての運転

ヘッドホンやイヤホンを使用して音楽を聴くなど、安全な運転に必要な音声が聞こえない状態で自転車を運転してはいけません。

【罰則：5万円以下の罰金】



## 携帯電話を使用しながらの運転

携帯電話を使用する時は自転車から降りて、他の歩行者の通行の妨げにならない場所で使用しなければなりません。

【罰則：5万円以下の罰金】



## 二人乗り

バランスを崩しやすくなったり、ブレーキをかけてから止まるまでの距離が延びるなど、事故につながりやすくなりますので、二人乗りはしてはいけません。

【罰則：2万円以下の罰金または科料】



## 横に並んでの通行

自転車は原則、他の自転車と横に並んで通行することは出来ません。

【罰則：2万円以下の罰金または科料】



## 傘差し運転

車や歩行者などを見落とすなど、危険を避けることが出来なくなりやすいため、傘差し運転はやめましょう。降雨時に自転車に乗る時は、雨合羽を着用しましょう。

【罰則：5万円以下の罰金】



## 無灯火

自転車は夜はもちろん、昼でも暗い場所（トンネル等）を通行するときは、ライトを点けなければなりません。

【罰則：5万円以下の罰金】